

## オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 10 月 22 日）

府省名	厚生労働省
対象事業名	厚生年金保険等関連手続 (事業所からの提出手続)

## 1. 対象手続一覧

手続 ID	手続名	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和 元年度) ※被保険者 数ベース	オンライン 手続件数 (令和 元年度) ※被保険者 数ベース	オンライン 利用率 (令和 元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
51736	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届/70歳以上被用者該当届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	1 申請 等	6 民間事業者等	2 独立 行政法人等	7,465,152	2,300,988	30.8%	50%	令和5年度末 まで
51737	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届/70歳以上被用者不該当届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	1 申請 等	6 民間事業者等	2 独立 行政法人等	6,382,650	1,980,333	31.0%		
51739	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届/70歳以上被用者賞与支払届、船員保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届	1 申請 等	6 民間事業者等	2 独立 行政法人等	63,714,801	15,645,213	24.6%		

51740	健康保險・厚生年金保險被保險者報酬月額算定基礎届/70歳以上被用者算定基礎届	1 申請等	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	39,983,247	9,138,674	22.9%		
51741	健康保險・厚生年金保險被保險者報酬月額変更届/70歳以上被用者月額変更届、船員保險・厚生年金保險被保險者報酬月額変更(基準日)届	1 申請等	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	6,459,280	1,837,106	28.4%		
48318	健康保險日雇特例被保險者適用除外承認申請書	1 申請等	7 国民等、民間事業者等	2 独立行政法人等	226,930	0	0%	—	—
51723	健康保險・厚生年金保險育児休業取得者申出書、船員保險・厚生年金保險育児休業取得者申出書	1 申請等	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	736,632	68,660	9.3%	—	—
51724	健康保險・厚生年金保險育児休業等終了時報酬月額変更・厚生年金保險 70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届、船員保險・厚生年金保險育児休業等終了時報酬月額変更届	1 申請等	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	105,715	8,033	7.6%	—	—

51725	健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書、船員保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書	1 申請等	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	663,768	54,189	8.2%	—	—
51728	健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届	1 申請等	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	166,192	15,368	9.2%	—	—
51729	健康保険・厚生年金保険新規適用届、船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届	1 申請等	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	154,112	13,688	8.9%	—	—
51827	厚生年金保険被保険者 口一マ字氏名届	1 申請等	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	129,004	※資格取得届の添付書類抜きの提出としており不明。	—	—	—
51828	厚生年金保険被保険者資格取得・資格喪失等確認請求書	1 申請等	7 国民等、民間事業者等	2 独立行政法人等	141,863	0	0%	—	—
51838	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書	1 申請等	7 国民等、民間事業者等	2 独立行政法人等	121,566	6,532	5.4%	—	—
52003	国民年金第3号被保険者関係届	1 申請等	5 国民等 ※民間事業者等經由	2 独立行政法人等	1,393,523	29,279	2.1%	—	—
—	健康保険被扶養者（異動）・国民年金第3号被保険者関係届	1 申請等	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	3,024,894	717,832	23.7%	—	—

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

(参考) 利用率目標・取組期間を設定する手続の考え方

厚生年金保険法に基づく手続であって総手続件数が上位5位の手続を対象とした。当該5手続の手続件数は、厚生年金保険関係手続件数全体の約9割を占める。

## 2. 対象事業の概要

事業主又は船舶所有者は、法令等の規定に基づき、日本年金機構に対して申請等を行う。

手続等の概要は、別紙のとおり

## 3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

全ての対象手続について現在、オンラインで申請を行うことが可能となっている。e-Gov を利用した電子証明書による申請のほか、利用率目標・取組期間を設定した5手続と一部の手続については、G ビズ ID を用いた ID・パスワード方式による申請や市販の人事給与ソフトからマイナポータルとの API 連携による申請（社会保険・税手続のオンライン・ワンストップサービス）も可能となっている。

現状、賞与支払届及び算定基礎届については、日本年金機構から事業主等に対して、ターンアラウンドデータ（あらかじめ被保険者の氏名等のデータを印字（入力）した書面又は CD-R のこと。以下「TA データ」という。）を送付し、当該届書の記載事項の簡素化を図っているが、オンライン化はできていない。令和4年以降オンライン化を図っていく予定。

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

<p>手続名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届/70歳以上被用者該当届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届</li> <li>・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届/70歳以上被用者不該当届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届</li> <li>・健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届/70歳以上被用者賞与支払届、船員保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届</li> <li>・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届/70歳以上被用者算定基礎届</li> <li>・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届/70歳以上被用者月額変更届、船員保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更（基準日）届</li> <li>・国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書</li> <li>・健康保険被扶養者（異動）・国民年金第3号被保険者関係届</li> <li>・健康保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書、船員保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書</li> <li>・健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更・厚生年金保険70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届、船員保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届</li> <li>・健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書、船員保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書</li> </ul>
<p>各手続の概要</p>	<p>【概要】</p> <p>&lt;資格取得届&gt;</p> <p>新たに健康保険及び厚生年金保険に加入すべき者及び70歳以上被用者に該当する者が生じた場合に、その者の資格取得（該当）年月日や報酬月額等を記載し、事業主が日本年金機構に対し提出するもの。この届出内容に基づき、資格取得日や標準報酬月額等を決定する。審査・決裁が完了したら、事業主宛に決定通知書を送付する。</p> <p>&lt;資格喪失届&gt;</p> <p>健康保険及び厚生年金保険の資格を喪失する者及び70歳以上被用者に該当しなくなる者が生じた場合に、喪失（不該当）年月日等を記載し、事業主が日本年金機構に対し提出するもの。この届け出内容に基づき、資格喪失年月日を決定する。審査・決裁が完了したら、事業主宛に確認通知書を送付する。</p>

#### <賞与支払届>

被保険者及び70歳以上被用者に対し、賞与（ボーナス）を支払った際に、被保険者ごとの賞与額を記載し、「賞与支払届総括表」とあわせて事業主が日本年金機構に対し提出するもの。審査・決裁が完了したら、事業主宛に決定通知書を送付する。

#### <算定基礎届>

7月1日現在、適用事業所で使用されている全被保険者及び70歳以上被用者の3カ月間（4月～6月）の報酬月額を記載し、事業主が日本年金機構に対し提出するもの。この届出内容に基づき、毎年1回、被保険者ごとの標準報酬月額を決定する。審査・決裁が完了したら、事業主宛に決定通知書を送付する。

#### <月額変更届>

被保険者及び70歳以上被用者の報酬が、昇（降）給等の固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったときに、固定的賃金の変動月から3カ月間に支給された報酬月額等を記載し、事業主が日本年金機構に対し提出するもの。この届出内容に基づき、標準報酬月額を決定する。審査・決裁が完了したら、事業主宛に決定通知書を送付する。

#### <国民年金第3号被保険者該当届>

国民年金第3号被保険者の資格を取得した者及びその他第3号被保険者に関して異動があった場合には、事業主を経由して日本年金機構へ当該届書を提出する。審査・決裁が完了したら、事業主宛に決定通知書を送付する。

#### <被扶養者異動届>

健康保険の被保険者が被扶養者を有するに至った場合やその有する被扶養者に異動があった場合には、事業主を経由して日本年金機構へ当該届書を提出する。審査・決裁が完了したら、事業主宛に決定通知書を送付する。（国民年金第3号被保険者関係届と兼用となっている。）

#### <育児休業取得者申出書>

事業主は、被保険者が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業を取得し、保険料の免除を受けるときは日本年金機構へ当該申出書を提出する。審査・決裁が完了したら、事業主宛に決定通知書を送付する。

#### <育児休業等終了時報酬月額変更届>

育児休業終了日に3歳未満の子を養育している被保険者が、育児休業終了後に受け取る報酬に変動があった場合、被保

険者の申出により事業主は日本年金機構に当該届書を提出する。審査・決裁が完了したら、事業主宛に決定通知書を送付する。

<産前産後休業取得者申出書>

事業主は、被保険者が産前産後休業を取得することにより、保険料の免除を受けるときは日本年金機構へ当該申出書を提出する。審査・決裁が完了したら、事業主宛に決定通知書を送付する。

【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】※被保険者数ベース

手続名	年間手続件数	オンライン利用率				
		令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資格取得届	7,123,283件	16.0%	19.8%	26.0%	30.8%	38.7%
資格喪失届	6,629,745件	15.3%	18.9%	26.8%	31.0%	37.3%
賞与支払届	66,620,544件	12.1%	15.3%	21.8%	24.6%	42.9%
算定基礎届	41,854,632件	10.8%	13.9%	21.1%	22.9%	36.8%
月額変更届	6,799,562件	14.9%	17.7%	25.0%	28.4%	48.6%
国年第3号届	1,509,000件	7.4%	6.8%	4.5%	2.1%	18.5%
被扶養者異動届	3,179,354件	8.4%	10.9%	16.3%	23.7%	29.4%
育休取得届	824,906件	4.1%	5.0%	7.1%	9.3%	13.4%
育休終了時月変届	110,816件	2.8%	3.8%	5.5%	7.6%	11.7%
産前産後申出書	584,310件	4.2%	5.4%	6.7%	8.2%	13.4%

<p>オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考え 方  （主要な手 続について 目標設定）※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載</p>	<p><b>【目標】</b> 総手続件数が上位5位となる資格取得届、資格喪失届、賞与支払届、算定基礎届、月額変更届の5手続 オンライン利用率 50% （定義）オンライン利用率＝対象5手続の電子申請件数／対象5手続の総手続件数 ※被保険者数ベース</p>
	<p><b>【取組期間（達成期限）】</b> 令和5年度末まで（令和3年度から5年度までの3か年計画）</p>
	<p><b>【目標・期間設定の考え方】</b> ・令和元年度の対象5手続全体の電子申請率は25.2%であり、規制改革推進会議デジタルガバメントWGにおいて示された目標利用率設定の「松竹梅ルール」によると、中程度のフェーズに分類されること。 ・取組期間については、令和4年度中を目途に事業所向け送付物の電子的送付など、電子申請の利便性向上に資する施策を稼働させる予定であり、その効果が反映されるのが令和5年度であると見込まれること。</p>

<p>オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①</p>	課題	賞与支払届、算定基礎届の届出を行う際、同時に総括表の提出を求めているが、CSV添付方式で電子申請を行う場合、紙の届書をPDF変換して添付する方法をとらざるを得ず、一連の手続きを全てオンライン上で完結できない状況となっている。
	中間 KPI	<p><b>【目標・達成期限】</b> 令和3年度前半に総括表の添付を求めないこととする。</p>
		<p><b>【KPIの定義】</b></p>



	アクション プラン a	【取組内容】 総括表を廃止する旨の通知を発出する。
		【取組期限（期間）】

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン②	課題	賞与支払届及び算定基礎届については、日本年金機構から事業主に対して、T A データを送付し、当該届書の記載事項の簡素化を図っているが、オンライン化はできていない。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和 4 年度に T A データのオンライン送付を開始する。
		【KPI の定義】
	アクション プラン a	【取組内容】 T A データのオンライン送付を開始する。
	【取組期限（期間）】 令和 4 年度中	

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク	課題	1 度に電子申請可能な C S V データの上限が 2 万件となっており、電子申請の利便性が阻害されている。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和 4 年度中に 1 度に電子申請可能な C S V データの上限を大幅に引き上げる。
		【KPI の定義】

シヨンプラ ン③	アクション プラン a	【取組内容】 日本年金機構のシステムを改修し、受付可能なCSVデータの上限を大幅に引き上げる。
		【取組期限（期間）】 令和4年度中

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン④	課題	窓口での届書提出の際には受付控えを交付することがあることから、受付控えの取得のために窓口での申請を行うことのないよう、電子申請の際にも同様の受付控えを交付する必要がある。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和4年度中に電子申請の際に受付控えを交付できるようにする。
		【KPI の定義】
	アクション プラン a	【取組内容】 日本年金機構のシステムを改修し、受付控えの交付を可能とする。
【取組期限（期間）】 令和4年度中		

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク	課題	育休取得届、育休終了時月変届、産前産後申出書については、単票形式のみでCSVデータ形式での電子申請に対応していない。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和4年度中にCSVデータ形式での電子申請を可能とする。
		【KPI の定義】

シ ョ ン プ ラ ン⑤	アクション プラン a	<p>【取組内容】 日本年金機構のシステムを改修し、CSVデータ形式での提出を可能とする。</p>
		<p>【取組期限（期間）】 令和4年度中</p>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン⑥	課題	<p>事業所からの提出手続については、社会保険労務士（以下「社労士」という。）による手続代行が多いことから、現在オンライン申請を行っていない社労士には、オンライン申請を行っていただくよう周知していく必要がある。</p> <p>【参考】 ○規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）抄 f 厚生労働省は、社会保険に係る手続について、オンライン利用率が低い手続が多い状況にあることを踏まえ、まずは上記 No. 5 の取組を通じてオンライン利用の向上を図る。併せて、社会保険労務士による手続代行が多いことを踏まえ、デジタル化を抜本的に進める上で社会保険労務士の果たすべき役割について検討を行う。</p>
	中間 KPI	<p>【目標・達成期限】 随時、社会保険労務士へオンライン申請を行っていただくよう積極的に周知する。</p>
		<p>【KPI の定義】</p>
	アクション プラン a	<p>【取組内容】 全国社会保険労務士連合会、各社会保険労務士会への周知・協力依頼を実施する。</p>
	<p>【取組期限（期間）】 随時実施</p>	

	アクション プランb	【取組内容】 定期的に社会保険労務士の意見等を聴取できる場を設ける。
		【取組期限（期間）】 原則月1回、社労士会定期協議会を実施する

#### 5. スコアカードの更新頻度と公表方法

オンライン利用率目標を設定した主要手続についてスコアカードを作成し、厚生労働省ホームページにて公表する。

原則として四半期ごとに確認を行い、必要に応じて更新・公表を行う。

オンライン利用率については、集計作業を実施し、少なくとも年1回は数値を更新する。

#### 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

全員が外部委員により構成される社会保障審議会年金事業管理部会において、毎年度、日本年金機構の業務実績報告とともにご審議いただく。  
提出資料及び議事録は厚生労働省ホームページにて公表する。

#### 7. 基本計画の見直し

上記部会での審議結果や、計画の進捗状況、社会経済の変化等を踏まえ、必要な改定を行う。